

千葉県の上石砂利採取について

1 千葉県の土石砂利採取の現状

土石砂利は、土木・建築等の建設資材として使用され、我が国の産業・経済の発展に必要不可欠な資源である。

本県における土石砂利採取業は、昭和40年代から、建設用材としての岩石、砂利の需要が増加し、また、宅地造成等により埋立・盛土用材として土の需要が増加し、地場産業として重要な位置を占めている。

千葉県の砂利採取量は、昭和40年代の高度成長期に建設需要の高まりから急激に増加したが、その後は需要の伸び悩みから減少している。バブル経済期の平成元年前後に一時回復がみられたものの、その後は減少し、現在、採取量は1千4百万立方メートル前後で横ばいとなっている。

平成18年度の全国の砂利採取量は、約1億1千万立方メートルであり、都道府県別の採取量では、北海道が約1千7百万立方メートルで第1位(対全国比約15%)、千葉県は約1千4百万立方メートル(対全国比約13%)で第2位の位置を占めている。

また、千葉県の砂利採取量の約90%が山砂で山砂採取量では全国第1位(対全国比49%)である。

表1. 千葉県における砂利採取に係る認可件数、認可量、採取量、採取場数について

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
認可件数	138	116	124	117	130
認可量(千 m^3)	27,794	18,073	28,904	37,454	34,257
採取量(千 m^3)	18,429	14,495	13,575	14,240	(*)19,357
採取場数	134	118	118	120	127

(*)速報値

表2. 砂利、土、石の比較

	砂利	土	石	合計
粒 径	0.01mm 以上 300mm 未満	おおむね 0.01mm 未満	おおむね 300mm 以上	
採取場数(H19年度末)	127	40	8	175
採取量(H18年度)	14,240 千 m^3	522 千 m^3	1,185 トン	

2 土石砂利採取に対する規制

土、石、砂利の採取に伴う土砂崩壊・汚濁水の流出等の災害を防止するため、千葉県土採取条例、採石法、砂利採取法に基づき、事業者登録、採取計画の認可により、事業着手前に安全性等について現地の審査を行うとともに、認可後の定期立入検査等により事業者を指導している。

なお、砂利採取法に係る認可のうち一定量未満（北総県民センター・香取事務所・南房総県民センターは年間50万 m^3 未満、その他の県民センター・事務所は年間10万 m^3 未満）及び千葉県土採取条例に係る認可については、各県民センター地域環境保全課・事務所で行っている。（ただし、千葉市、市原市については、保安課で行っている。）

3 認可の基準

土石砂利採取の法令では、「土石砂利の採取が、他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、認可をしてはならない。」と規定されている。

昨今、自然環境の保全等に対する県民の意識が高まる中で、土石砂利採取においては、採取に伴う災害の未然防止はもとより、採取場の緑化、植栽などにより自然環境の復元に配慮した採取が求められている。

平成16年12月1日からは、無秩序な裸地や採取場の拡大を防止し、適正な規模の採取場の実現を図るため、中期事業計画書及び長期構想書の作成を義務付けており、砂利採取計画の認可等にあたっては、これらの指導に努めている。

4 立入検査等の指導

土石砂利の採取場に対しては、採取状況等を確認し、認可された採取計画を遵守するよう以下により各県民センター地域環境保全課及び事務所と協力して指導している。

ア 採取場の定期立入検査及びパトロール等の実施により、採取状況を確認し、認可採取計画を遵守するよう厳正な指導を行っている。

イ 無認可採取及び採取場への産業廃棄物等の不法投棄などに対して、関係部局（農林水産部・環境生活部）と連携を密にし、合同立入検査の実施により迅速、かつ適正な対応を図っている。

また、無認可採取等の違法行為を発見した場合には、砂利・岩石・土の無認可採取等取締指導要領に基づき警告、措置命令等、厳正に対応することとしている。

ウ 産業廃棄物等の不法投棄場所として狙われやすい未廃止採取場が、近年の景気低迷等に伴う事業者の倒産等により増加する傾向にあることから、未廃止採取場の廃止促進に努めている。